

入居者規約

サンホーム太宰府

（目的）

第1条 サンホーム太宰府の利用者全員が楽しさ・協調性、生活の向上、並びに自由で楽しい余生を因るために、この規定を定めることを目的とする。

（行動）

第2条 利用は、互いに共同生活を営むものであることを自覚し、施設の内外を問わず、常に良識ある行動をなし、部外者や他の利用者に不快の念を与え、または、疑惑を招く行為を慎み、品位の保持に努めること。

- 2 飲酒して、他人に迷惑をかける行動・言動は厳に慎むこと。
- 3 宗教、政治等における自己崇拜は自由であるも、他人への勧誘や迷惑をかける行動は厳に慎むこと。
- 4 他人の言動に対し、根拠の無い批判はせず、また、不必要な干渉は絶対にしないこと。
- 5 現金・その他の貴重品の管理保管については、各自の責任において十分注意し、保管すること。
- 6 外出・外泊の際には、必ず鍵をかけること。
- 7 利用者間での金銭の貸し借りは厳に慎むこと。

（保健衛生）

第3条 利用者は、常に健康保持に留意し、明るく楽しい生活が送れるよう努めること。

- 2 自室は、自分の責任において清潔保持に努めること。
- 3 自室の冷蔵庫等の飲食物の管理保管には十分注意すること。
- 4 ミニキッチン周りは特に衛生面に注意し、残食の処理は速やかに処理すること。

（火気の取扱）

第4条 火災その他の事故防止のため、居室における火気の取扱には十分注意すること。
ロウソク及び石油ストーブの使用は、これを堅く禁ずる。

- 2 外出・外泊又は就寝前は居室の火気を確認し、失火の防止に努めること。

（非常の際の措置）

第5条 火災等の緊急事態が発生した場合は、職員に急報すること。

- 2 警報後の行動は職員の指示に従うこと。
- 3 火災発生のときは、避難を第一に考え、非常口等を利用して安全(所定の避難空地)な場所に避難すること。

（外出・外泊）

第6条 利用者が外出・外泊するときは、所定の用紙に記入し、施設長宛て届け出をし帰宅後も時間等を記入す

ること。

- 2 外泊・外出に際し、日時等の変更は速やかに連絡をとること。
- 3 施設の門限は原則として 21 時とし、特別な事由により門限時間後帰設する場合は、その旨を事前に施設へ連絡すること。
- 4 外出・外泊の際は、交通事故等に注意すること。

（食事・入浴）

第7条 食事の時間は下記のとおりとする。【フリータイム摂取】

朝食	7時30分より	（変更の場合もあり）
昼食	11時30分より	（変更の場合もあり）
夕食	17時30分より	（変更の場合もあり）

- 2 食堂での飲酒は禁止します。（晩酌は、自室給食でお願いします。）
- 3 食事は原則として食堂で摂ること。病気その他の事情で、居室で食事する場合は、職員の許可を得ること。
- 4 外出・外泊の場合、入院及び特殊事情を除き、原則として食費の還付は行わない。
- 5 入浴の時間は原則として次のとおりとする。

別途記載

- 6 浴室では入浴マナーを遵守し、他人に不快の念を与えるような態度は慎み、良識ある入浴を行うこと。

（外来者の宿泊）

第8条 外来者を宿泊させ又は、給食を希望する時は、あらかじめ所長の許可を得なければならない。
給食費については、食材料の実費相当を申し受け、その金額は次のとおり。

（朝食 200 円・昼食 300 円・夕食350円）

- 2 異性の宿泊客は、夫婦・親子・親族等を除き、所長が許可した者でなければならない。

（起床・就寝）

第9条 起床時間は特に定めないが、他の利用者に迷惑をかける起床は慎むこと。

- 2 就寝は健康保持のためなるべく 22 時までに就寝するよう心がけること。
- 3 夜間は大声を慎み、テレビ・ラジオの音響に注意すること。

（入居者の交際）

第10条 異性間の交際は自由であるが、他人の目に余る行為、又は行き過ぎと思料される行動は厳に慎むこと。

- 2 夫婦を除き、異性間の同一居室での宿泊は禁止する。

（環境の整理）

第11条 居室の整理整頓に勤め、常に清潔な環境のもとで生活できるよう心がけること。

- 2 洗濯物は所定の場所に干すこと。

- 洗濯機及び乾燥機の使用は、6時より20時までとします。
- 自室の換気・通気に努めて留意すること。
- 洗濯に努め、清潔に心がけること。
- 生塵、不燃物は区分し、所定の場所に置くこと。

(身上相談)

第12条 職員は、入居者の人権と秘密を守り、問題解決に努力するので、問題点、悩み事等、自分で解決できない時または、助言を求める事態が生じたときは申し出をお願いする。

(補 則)

第13条 この規約の変更が必要と認められる場合は、その都度変更し、利用者に周知するものとする。

- この規約を著しく乱す者は、退居させる場合がある。
- 自ら退居する場合は、1ヶ月前に申請しなければならない。

この規約は、昭和54年4月20日より施行する。

平成6年5月6日一部改正。(入浴時間)

平成12年4月1日一部改正。(食事時間)

そ の 他

緊急時の対応

身体等に異常が生じた場合は、昼夜を問わずTEL⑨番又はナースコールを使用のこと。

洗濯について

洗剤は自分で購入して下さい。時間は6時から20時までを守って下さい。

病院及び通院

病院の通院は原則として送迎しません。ただし、状況により送迎する場合があります。

歯科は定期的に巡回診察車が施設前に来ますので、利用されて可。

水城病院嘱託医師(永井喬氏)が毎月1回医務室にて診察されます。

また、特別養護老人ホームの嘱託医師田中内科は、往診もされています。

協力病院は嘱託医契約病院の水城病院をはじめ、成田整形外科・丸山循環器科内科をお願いしています。

移動図書館の利用

隔週、火曜日の15時30分より16時20分まで、玄関にて太宰府市の移動図書館が開設されます。ご利用下さい。

ごみの出し方

ビン・カンは外の籠(カゴ)へ分別して入れて下さい。

ビニール・プラスチックは洗濯場のポリバケツ(大)へ、生ごみはポリバケツ(小)へ入れて下さい。

不明な点がございましたら、遠慮なく職員へお尋ね下さい。

入浴時間

15:00～17:00 男性: 火・木・土
女性: 月・水・金

毎日 17:30～18:50 男性入浴時間

毎日 19:00～21:30 女性入浴時間

湯沸し器の使用について

1階の給湯・洗濯室にあります。

使用時間帯 午前6時00分から午後8時00分まで

洗濯機及び乾燥機の使用について

各階の洗濯機を譲り合って使用してください。(10人に1台)

使用時間帯 午前6時00分から午後8時00分まで

夜間《急病》等発生した場合

受話器を外し、電話内線⑨番を押すか、ナースコールを押してください。

ナースコールは和室入り口の柱にある釦です。

緊急時以外は触れないで下さい。